

ESTA 代行登録申込書

(渡航手続き代行契約)

登録代行を希望する方のみ
ご提出ください。

株式会社ジャパングレイス宛

株式会社ジャパングレイスに「ESTA 代行登録」を申し込みます。

フリガナ
氏名：

申込番号：

下記の質問事項にご回答のうえ、ご署名ください。

以下記載は米国大使館公式ホームページより転載しております。
全ての質問は ESTA 登録に必要な事項として米国 CBP(U.S. Customs and Brorder Protection) より定められている内容です。

1) パスポートと違う名前
または通称を使用していますか？

はい いいえ

はいの場合お名前をご記入ください。

3) 出生地はどこですか？

国名

	都道 府県	市区 町村
--	----------	----------

5) 現在または過去に勤務経験がありますか？

はい いいえ

はいの場合ご記入ください。

勤務先名

勤務先住所

2) ご両親のお名前をご記入ください。
ご存命の有無にかかわらずご記入ください。
不明の場合はその旨をご記入ください。
当社でヘボン式ローマ字に変換して手続きします。

フリガナ

氏名

フリガナ

氏名

4) 緊急連絡先

フリガナ

氏名

Eメールアドレス ※ない場合は「なし」と記入

電話番号

6) 個人識別番号 (お持ちの方のみご記入ください。日本国籍の方は記入不要です。)

免責事項

下記の情報を読み、承知したことを表明してください。

はい。私は下記の情報を読み、内容を理解し、これらの条件に合意します。

いいえ。より詳しい説明が必要です。または承知を拒否します。

この電子渡航認証では法執行期間のデータベースをチェックします。Viza Waiver Program(ビザ免除プログラム)により米国へ入国しようとしているすべての旅行者は、登場に先立ちこのシステムを利用して電子渡航認証を取得する必要があります。

電子渡航認証許可が降りた場合、あなたは渡航資格を得たことにはなりますが、Viza Waiver Program(ビザ免除プログラム)により米国への入国が確約されたわけではありません。米国到着時に入国地での U.S. Customs and Border Protection(米国税関国境取締局) 審査官の審査により、Viza Waiver Program(ビザ免除プログラム) または米国の法規に従い、入国が許可されない可能性もあります。

電子渡航不許可と判断された場合でも、米国に渡航するためのビザ申請は可能です。

申請者本人または第三者である代理人が提出したすべての情報は、真実かつ正確でなければなりません。適格性に影響を及ぼす新たな情報等により、時期や理由の如何を問わず、電子渡航承認は取り消されることがあります。もし本人または代理人が提出した電子渡航認証の申請内容に、故意による著しい誤り、虚偽、詐欺的記載または説明がなされた場合、監視または刑罰の対象になります。

警告：米国への入国申請に応じて、通関手続き地で Viza Waiver Program(ビザ免除プログラム)により U.S. Customs and Border Protection 審査官があなたの入国を許可した場合は、同プログラムでの滞在期間中に無許可の就労、または就学、あるいは外国情報メディアの代理人を務めてはなりません。Section 245(c)(4) of the immigration and Nationality Act が適用されない限り、1) 非移民資格の変更、2) 滞在期限の延長、3) 一時的または永久的な居住者への資格変更は申請することができません。上記に違反した場合は、強制退去の対象となります。

The Travel Promotion Act of 2009

下記の情報を読み、承知したことを表明してください。

はい。私は下記の情報を読み、内容を理解し、これらの条件に合意します。

いいえ。より詳しい説明が必要です。または承知を拒否します。

2010年3月4日、オバマ大統領が Travel Promotion Act(TPA) of 2009, Pub.L.No.111-145 に署名しました。同法は、国土安全保障省長官に ESTA システムの利用料を設定するように指示しています。The Further Consolidated Appropriations Act, 2020(PL 116-94)により ESTA 申請手数料が 21\$ に改定となりました。内訳は、米国への渡航許可を受ける VWP 申請者 1 人につき \$17.00、ESTA 申請手続費用が \$4.00 となっています。VWP により米国への渡米許可が拒否された申請者には \$4.00 のみ請求されます。申請手数料の支払いには、クレジットカードまたは PayPal のみ利用可能です。申請者は、申請データを保存し、後日申請ページに戻って支払い情報を入力することも可能です。ただし、すべての支払い情報の入力完了するまで、申請書は提出されません。

WARNING 警告：この手数料はクレジットカードで支払います。

すべての申請者が正確に ESTA とクレジットカード情報を正確に入力することが極めて重要です。もし誤った情報が入力された場合、再申請のため申請者に追加費用が請求される場合もあります。申請内容を更新する場合は、追加費用は発生しません。支払い手続きを完了していない申請者は、米国への渡航認証を受け取ることはできず、米国が目的地であるいかなる航空機、船舶にも搭乗することは許可されません。もし申請者がこの費用の支払いを中止した場合、米国への渡航認証は無効になります。

CBP は、申請者のクレジットカード会社がこの決済に対して請求する可能性のある追加費用に対しては責任を負いません。この“Apply(申請する)” ボタンを押すと申請手続きは開始され、申請者は ESTA システムの利用に際して、CBP が請求するすべての手数料に異議を唱えないことに同意し、さらに払い戻しもない旨を承知することになります。

1)2011年3月1日以降に、イラク、シリア、イラン、北朝鮮、スーダン、リビア、ソマリア、イエメンに渡航あるいは滞在したことはありますか？

はい いいえ

はいの場合ご記入ください。

国名	滞在理由
期間 年 月から 年 月まで	

2) どこかほかの国から、これまでに渡航用のパスポートまたは国家身分証を発給されたことはありますか？

はい いいえ

はいの場合ご記入ください。

発給国名	文書の種類 パスポート ・ 国家身分証明証
有効期限	文書番号

3) 今現在、あなたはどこかほかの国の市民あるいは国民ですか？

はい いいえ

はいの場合ご記入ください。

市民権・国籍のある都市名・国名	市民権・国籍を取得した経緯 出生 ・ 両親を通じて 帰化 ・ その他 []
-----------------	--

4) これまでにどこかほかの国の市民・国民だったことはありますか？

はい いいえ

はいの場合ご記入ください。

市民権・国籍のあった都市名・国名

5) あなたはCBP Global Entry プログラムのメンバーですか？

はい いいえ

はいの場合ご記入ください。米国永住資格を保持しない日本国籍の方はCBP Global Entry プログラムの対象とはなりません。

PASS ID/メンバーシップ番号

6) 米国ビザを申請した際、否認されたことがありますか？
あるいは米国への入国を拒否、米国入国地での入国申請を拒否されたことがありますか？

はい いいえ

はいの場合ご記入ください。

いつ 年 月頃	どこで
------------	-----

1) 下記にあてはまるものがありますか？

はい いいえ

- ・ これまでに、他者または政府当局に対して、所有物に甚大な被害を与えるか、重大な危害を加えた結果逮捕または有罪判決を受けたことがある。
- ・ これまでに、違法薬物の所持、使用、流通に関するいずれかの法規に違反したことがある。
- ・ テロ活動、スパイ行為、破壊工作、集団虐殺に参画しようとしたり、参画したことがある。
- ・ これまでに、あなた自身または他者用のビザを取得するため、あるいは米国に入国するために、詐欺行為または不正代理行為を犯したことがある。
- ・ 現時点で、米国での就労を模索している、または過去に米国政府の許可なく米国で雇用されていたことがある。
- ・ これまでに、米国が許可した滞在期間を超過して米国に滞在したことがある。
- ・ 2021年1月12日以降にキューバに渡航あるいは滞在したことがある。

2) あなたには、身体もしくは精神の疾患がありますか？
あるいは現在右記の疾病のいずれかを患っていますか？

はい いいえ

- ・ 軟性下疳
- ・ 鼠経部肉芽腫
- ・ 鼠経リンパ肉芽腫
- ・ 活動性結核
- ・ 薬物乱用者
- ・ 淋病
- ・ ハンセン病
- ・ 梅毒
- ・ 薬物中毒

権利の放棄

ESTAにより取得した私の渡航認証が有効期間中の入国許可要件に関し U.S. Customs and Border Protection 審査官が下す決定について、審査または不服申立てを行う、あるいは亡命の申請事由を除き、Visa Waiver Program（ビザ免除プログラム）による入国申請から生じる除外措置について、意義を申し立てる権利をここに放棄する、という通告を読み、その旨承知しました。

上記の放棄宣誓に加え、Visa Waiver Programに基づく米国への入国条件として、米国到着時の審査中、生体認証識別（指紋や写真など）を提出することにより、U.S. Customs and Border Protection Officer（米国税関国境取締局）審査官の入国に関する決定について、審査または不服申立てを行う、あるいは亡命の申請事由を除き、Visa Waiver Program（ビザ免除プログラム）による入国申請から生じる除外措置について意義を申し立てる権利を放棄することを、再度表明するものとします。

申請内容に関する証明

私、申請者本人は、この申請についてのすべての質問事項および通告を読み、あるいは既に読み終え、この申請に関する質問事項および通告のすべてを承知した旨、ここに証明します。

この申請書に提供された回答と情報は、私の知り得る限り真実かつ正確なものです。

年 月 日

ご署名